

山形大学養護教諭特別別科規程（抄）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第27条第2項の規定に基づき、山形大学養護教諭特別別科（以下「特別別科」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 特別別科は、養護教諭の養成を目的とする。

（管理運営）

第3条 特別別科の管理運営は、地域教育文化学部が担当する。

（入学定員）

第4条 入学定員は、40人とする。

（修業年限）

第5条 修業年限は、1年とする。

（在学年限）

第6条 学生は、2年を超えて在学することができない。

（入学の時期）

第7条 入学の時期は、4月とする。

（入学資格）

第8条 特別別科に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当し、かつ、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により看護師の免許を受けている者又は同法第21条に規定する看護師国家試験の受験資格を有する者とする。

（入学の出願）

第9条 特別別科に入学を志願する者は、入学願書に、検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第10条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学の手続及び入学許可）

第11条 入学者選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓書その他必要な書類を提出し、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（休学）

第12条 休学期間は、1年を超えることができない。

（教育課程）

第13条 授業科目、単位数及び履修方法は、地域教育文化学部の定めるところによる。

（単位の授与）

第14条 科目を履修した場合は、成績を審査し、合格した者に、所定の単位を与える。

（教育職員の免許）

第15条 特別別科において取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。ただし、保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けてなければならない。

養護教諭1種免許状

（修了）

第16条 第5条に規定された期間以上在学し、次に定める単位を修得した者に、地域教育文化学部教授会の議を経て、学長が修了証書を授与する。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 一般教育科目 | 6単位以上 |
| (2) 保健体育科目 | 2単位以上 |
| (3) 専門教育科目 | 30単位以上 |
| (4) 発展科目 | |

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料）

第17条 特別別科の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

（準用）

第18条 特別別科の学生については、この規程に定めるもののほか、山形大学学部規則中、学生に関する規定を準用する。